○荒尾市病院事業プロポーザル方式事業者選定実施要綱（一部抜粋）

（最優秀提案事業者の候補者特定）

第１３条　評価委員会は、提案者からのプレゼンテーション及び提案書の内容を審査した上で評価点を付し、その順位を決定する。

２　評価委員会は、前項の順位の結果及び提案価格の評価を併せて行い、最優秀提案事業者の候補者を特定するものとする。ただし、全ての提案者が要求水準を満たさないと判断した場合は、理由を明らかにした上で、最優秀提案事業者の候補者を特定しないことができる。この場合において、当該事業についての契約は行うことができず、契約の相手方の選定を全てやり直すものとする。

（採用及び不採用の通知）

第１４条　病院事業管理者は、前条の規定による評価委員会の評価の結果を踏まえ、最優秀提案事業者を決定し、最優秀提案事業者にあっては採用決定通知書（様式第５号）により、その他の者にあっては不採用決定通知書（様式第６号）により通知するものとする。

（最優秀提案事業者の公表）

第１４条の２　病院事業管理者は、前条の規定により最優秀提案事業者を決定した場合は、次に掲げる事項を公表しなければならない。

（１）　業務等の概要

（２）　最優秀提案事業者の所在地並びに商号又は名称及び代表者氏名

（契約及び仮契約）

第１５条　最優秀提案事業者との契約は、病院事業管理者の決定を経た後に行わなければならない。

（選定結果の公表）

第１６条　病院事業管理者は、契約締結後、事業者選定の結果について、第１４条の２第１号及び第２号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を公表しなければならない。

（１）　契約金額及び消費税

（２）　評価委員会における審査の概要

（３）　その他必要な事項